

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engou.jp/>

第16号

2016年

援護基金を今後ともよろしく

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年の札幌は例年になく雪の少ない冬ですが、西日本は大寒波に襲われ、九州に大雪が降ったとのこと。これも地球温暖化に伴う異常気象の現れなのでしょうか。先行きがちょっと心配になります。

さて、当援護基金は、正式に「公益財団法人」として発足してから、間もなく3年になろうとしています。この間、皆様のご協力により、社会的弱者のための人権擁護活動に協力して参りました。現在も、福島第1第2原発の事故の避難者の救済のための国賠訴訟、武富士取締役責任追及訴訟、北海道建設アスベスト被害者救済事業、三川・由仁注射器使い回し被害の調査及び救済事業、茶のしづく石鹼被害対策事業、カネボウ美白化粧品白斑被害救済事業など多くの救済事業への支援を行っております。今後も出来るだけ多くの人権擁護活動に支援をして参りたいと存じますので、そのような活動を行っている弁護士の方々は、是非、当援護基金に支援を申し込み、活動をさらに広げて行って頂きたいと存じます。

ところで、ご承知の通り、当基金の活動資金のほとんどは、刑事贖罪寄付をはじめとする寄付金に頼らざるを得ません。昨年の刑事贖罪寄付金額は、一昨年より上回りました。これも、刑事贖罪寄付制度の理解が皆様の間根付いて来ていることによるものと思います。この贖罪寄付は、高額のものもありますが数千円の寄付もあり、若い弁護士からの寄付も沢山あります。少額の寄付であっても、人権訴訟活動の一端を担うことには変わりはありません。当基金の貴重な財源です。少額でも構いませんので、是非とも当基金への寄付を宜しく願い申し上げます。

これからも社会は多様化し、社会格差も大きくなって、人権擁護活動の必要性は益々大きくなっていきます。その支援のために、私共札幌法律援護基金も活動して参りますので、今後ともご協力、ご支援のほど宜しく願い申し上げます。



平成28年（2016年）3月

理事長 向井 諭
(公益財団法人札幌法律援護基金)

手を携えて、共に前へ

原発事故被災者支援北海道弁護士団 団長 岩本 勝彦

私たち原発事故被災者支援北海道弁護士団は、北海道内へ避難した福島原発事故被災者のみなさまや、風評被害を受けた北海道内の事業者のみなさまのため、寄り添いながら、損害の完全賠償を目指す目的で平成23年（2011年）に結成されました。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災から、今年の3月で5年になります。震災発生から5年が経過しようとする今でも、福島原発事故によって全国各地に避難した被災者の苦しみは続いています。

本来であれば国や東京電力が率先して解決すべき問題が解決されないまま、月日だけが過ぎていきます。避難を余儀なくされた被災者は、やむを得ず、全国各地の裁判所へその解決を求める訴訟を起しました。ここ北海道においても、平成25年（2013年）6月、札幌地方裁判所へ国と東京電力を被告とした訴訟を提起し、現在も裁判所での審理が続いています。

福島原発事故によって北海道へ避難した方々は、元の職場を辞めて避難した方もいますし、親子が離ればなれになって避難した方もいます。どの家庭も決して経済的に楽なわけではありません。訴訟救助といって、裁判を起こすのに必要な印紙代の納付を猶予してもらう制度の適用を受けた被災者の方も多くいます。

一方、今回の訴訟は、前例のない大きな訴訟ですので、裁判を起こしたり、国や東京電力の主張に反

論したりするための調査研究には相当の費用がかかります。たとえば、昭和61年（1986年）に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故の記録は、福島原発事故の原因究明と事故からの復興に役立つ資料です。しかし、その文献は多数あり、なかには外国語で書かれたものもあり、しかも高価なものも多くあります。このような文献購入費用を被災者の皆さまからいただくことは事実上不可能です。

このような状況にある私たち弁護士団に、公益財団法人札幌法律援護基金から2度にわたって調査研究費の助成をいただきました。この助成金は、書籍・文献の購入費や、全国各地で結成された弁護士団との勉強会開催費用に活用させていただいております。この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

私たち弁護士団は、いつも、東日本大震災と福島原発事故のことを忘れずに、日々、取り組んでいます。北海道に住んでいると、ともすれば、地震や原発事故は別の地域で起こった過去の災害と感ずることがあるかもしれません。しかし、少なくとも3000名を超える被災者が北海道への避難を決断し、そのうちの多くの方が、まだ北海道に住み続けています。もとの自宅に戻りたい気持ちもあるが、戻れない事情もあるという苦悩を抱えながら、地震の発生から5年たった今も暮らしています。このような状況にある被災者に寄り添う気持ちを、北海道で暮らすすべての皆さまに共有していただくことが、私たち弁護士団の願いです。



常務理事からひとこと

春の陽射しが恋しい季節になってまいりました。今年も援護基金便り（16号）を皆様にお届けいたします。2015年（平成27年）度も社会的、経済的弱者の法律問題を援助し、その権利を擁護するという当基金の目的を多くの皆様にご理解いただき、多額のご寄付をいただきました。これからも基金の目的を達成するために積極的に事業を行っていきますので、法律問題の扶助のみならず、相談支援、関連法令の調査、資料の収集、出版物の刊行などについても当基金にご相談ください。

今後とも、当基金に対しご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

常務理事 青木 豪